

職場における熱中症対策の強化について

令和 7 (2025) 年 4 月 1 5 日

○厚生労働省令第五十七号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」

「『WGBT 28 度以上 又は 気温 31 度以上 の環境下で
連続 1 時間以上 又は 1 日 4 時間を超えて実施』が見込まれる作業」において

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備 及び 関係作業員への周知
- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先 及び 所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等 熱中症による重篤化を防止するために
必要な措置の実施手順の作成 及び 関係作業員への周知

が義務付けられました。

改正省令の概要

- ※ 改正により **労働安全衛生規則 第 612 条の 2** が新設されました
この条文は、**労働安全衛生法第 22 条**に基づくものであり、個々の事業者に対し
措置義務が課されるものであります
↳ 罰則：労働安全衛生法 第 119 条 第 1 号(6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金)

以下、

令和 7 年 5 月 20 日付け 基発 0520 第 6 号

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」

から、抜粋・並び替え・一部変更して解説しております。

ご覧いただきました後は、改めて通達をご確認いただきます様、お願い申し上げます。
なお、通達の P. 8 以降は省略しておりますので、ご承知おき下さい。

【通達 概略】

事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき

I 「体制整備」と「関係作業員への周知」

事業者は、

熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、
あらかじめ、当該作業に

従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合

又は

当該作業に従事する者が

当該作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合に

その旨を報告させる体制を整備し、
当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

報告体制の整備(第 612 条の 2 第 1 項(新設)関係)

1. 「報告をさせる体制の整備」

報告を受ける者の「連絡先」及び「連絡方法」を定め、かつ明示

→ 作業者が熱中症を生ずるおそれのある作業を行っている間、随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれる

積極的に熱中症が生じた疑いのある作業者を早期に発見するため推奨される方法

→ 責任者等による作業場所の巡視

2人以上の作業者が作業中に互いの健康状態を確認するバディ制の採用

ウェアラブルデバイスを用いた作業者の熱中症のリスク管理

責任者・労働者双方向での定期連絡

これらの措置の組合せ等

・・・「熱中症を生ずるおそれのある作業」が行われることが想定される作業日の作業開始前
までに行っておく必要あり

十分な余裕をもって体制を整えるよう努めること

当該作業に従事することが見込まれる者に周知しておくよう努めること

2. 「周知」

報告先等が作業者に確実に伝わる必要がある

→ 事業場の見やすい箇所への掲示

メールの送付

文書の配布

朝礼における口頭伝達 等・・・複数の手段を組み合わせで行うこと

II 措置の「実施手順の作成」と「関係作業員への周知」

事業者は、

熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、

あらかじめ、作業場ごとに、

当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせること、

その他 熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容

及び、その実施に関する手順を定め、

当該作業に従事する者に対し、

当該措置の内容及びその手順を周知させなければならない。

手順等の作成(第 612 条の 2 第 2 項(新設)関係)

1. 「手順等の作成の時期等」

「熱中症を生ずるおそれのある作業」が行われることが想定される作業日の
作業開始前までに行っておく必要あり

2. 「手順等の周知」

十分な余裕をもって整えるよう努めること

当該作業に従事することが見込まれる者に周知しておくよう努めること

3. 「身体冷却」

→ 作業着を脱がせて水をかけること

アイスバスに入れること

十分に涼しい休憩所に避難させること

ミストファンを当てること

等の被災者を体外から冷却する措置

アイススラリー(流動性の氷状飲料)を摂取させる

等の被災者を**体内から冷却**する措置

この間、容態が急変する場合があることから、熱中症を生じたおそれがあるため被災者を一人きりにすることなく、他の作業員等が見守ることが重要

4. 「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容」

事業場の体制や作業実態を踏まえて合理的に実施可能な内容とする

「その実施に関する手順等」

作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えない

判断に迷う場合には、放置したり、措置を躊躇して先送りにせず、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し、速やかに専門家の指示を仰ぐことが望ましい

5. 「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容」

「その実施に関する手順」

事業場における緊急連絡網、搬送先となる医療機関の連絡先を定めた場合には、これらも含めて手順例等に記載することが望ましい

6. 「帰宅後等の措置」

熱中症については、帰宅後も含め、時間が経ってから症状悪化することがあるため、事業場における回復の判断は慎重に行うことが重要

体調急変等により症状が悪化する場合は、直ちに医療機関を受診する必要がある

→ その旨を回復後の作業員に十分理解させる

体調急変時の連絡体制や対応を、事業場の実態を踏まえてあらかじめ定めておく

〔**具合が悪くなったら本人や家族が救急搬送を要請する、**
事業者側から様子を伺うための連絡を取る…等〕

Ⅲ 細部事項

1 改正省令関係

(1) 共通事項 ← 通達令和7年5月20日 基発 0520 第6号

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」

〈第3 細部事項 1 改正省令関係 (1) 共通事項〉 参照

ア 「熱中症」

イ 「暑熱な場所」とは、

湿球黒球温度(WBGT)が28度以上又は気温が31度以上の場所

事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、

出張先

複数の場所で作業を行う場合

作業場所への移動時

等も含む

「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、

継続して1時間以上 又は

1日当たり4時間を超えて行われることが**見込まれる作業** をいう

非定常作業、臨時の作業等であっても上記の条件を満たすことが見込まれる場合は対象となる

ウ 暑熱な場所に該当するか否か

原則、作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断。
また、通風のよい屋外作業について、
天気予報(スマートフォン等のアプリケーションによるものを含む。)、
環境省の運営する熱中症予防情報サイト
等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えない。

エ 「当該作業に従事する者」

オ 中症の症状の重篤化を防止するため…

熱中症が生じた疑いのある者について

- ・ 早期の作業離脱や身体冷却、
- ・ 必要に応じ、医師の診察等を受けさせるための医療機関への搬送を迅速かつ的確に行うことが重要

これらの措置が迅速かつ円滑に実施されるよう、

- ① 熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症が生じた疑いのある作業員を発見した者がその旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ整備しておくこと
- ② 熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症が生じた疑いのある作業員への対応に関し、事業場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先並びに必要な措置の内容及び手順を事業場ごとにあらかじめ作成しておくこと
- ③ 当該体制や手順等について作業員へ周知すること

を事業主に義務付けること。

なお、作業員に熱中症が生じたことが疑われる場合には、WBGT 値や作業時間等にかかわらず、作成した手順を踏まえ、適切に対処することが重要

ただし、あらかじめ作成した手順どおりに措置を講ずることが難しい場合は、熱中症の症状の重篤化を防ぐ観点から、何らかの合理的な措置を講じることが望ましい